



071-6901-1286-12

2022年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

憲法① 問題

注 意

1. 問題用紙は、係官の指示があるまで開かないこと。
2. この問題用紙は、19ページあるので確認すること。また、解答時間は60分である。
3. 解答用紙への記入及びマークは、次のようにしてください。

ア 氏名・生年月日・会員番号・実施日を所定欄に記入し、該当箇所をマークしてください。

イ 5肢択一式問題は、1から5までのうち正しいと思われるものを一つ選び、鉛筆でマークしてください。二つ以上解答したもの、判読が困難なものは誤りとなります。

ウ 多肢選択式問題は、枠内（1～20）の選択肢から空欄 ア ～ エ に当てはまる語句を選び、その番号を解答用紙の解答欄に鉛筆でマークしてください。

※体験受講の方は、成績処理はございません。マークシートはお持ち帰りください。

※講座をお申込みいただいた方は、後日マークシートを回収し成績処理いたします。

TAC 行政書士講座

1stステージ・憲法①

[5肢択一式問題・問題1～問題21]

問題1 憲法の意味に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 固有の意味の憲法とは、国家の統治の基本法のことであり、この意味の憲法は、いつの時代のどの国家にも存在する。
- 2 慣習法は成文法に優るといふ近代合理主義から、立憲的意味の憲法は、形式の面で不文法であるのが普通である。
- 3 形式的意味の憲法とは、憲法という名前と呼ばれる成文の法典を意味し、日本のみならず、アメリカやイギリスなどの諸外国においても存在する。
- 4 ある特定の内容をもった法を憲法と呼ぶ場合、この憲法は実質的意味の憲法であり、実質的意味の憲法といえるためには、成文法でなければならない。
- 5 立憲的意味の憲法は、通常の立法手続と同じ要件で改正することができる軟性憲法であるのが普通である。

問題2 主権概念に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 「日本国ノ主権ハ、本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」（ポツダム宣言8項）における主権概念は、国家権力そのもの（統治権）を意味する。
- 2 「連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」（日本国との平和条約1条（b））における主権概念は、国家権力そのもの（統治権）を意味する。
- 3 「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第2条第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」（日本国との平和条約5条（c））における主権概念は、国家権力の最高独立性を意味する。
- 4 日本国憲法前文に用いられている主権概念は、全て国政についての最高の決定権を意味する。
- 5 日本国憲法1条が定める「主権の存する日本国民の総意」における主権概念は、国政についての最高の決定権を意味する。

問題3 次の文章は、憲法前文1項である。文中の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、正しいものはどれか。

「日本国民は、正当に選挙された国会における を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の がこれを行使し、その は国民がこれを享受する。これは人類 の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」

	ア	イ	ウ	エ
1	代表者	信託	利益	最高
2	代表者	信任	福利	普遍
3	国会議員	信任	利益	最高
4	代表者	信託	福利	普遍
5	国会議員	信託	利益	普遍

問題4 次の記述は、鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する事業を定款の目的として定めるA製鉄株式会社の代表取締役であったXおよびYが、同会社を代表して、政権政党に政治資金350万円を寄付した事件についての最高裁判所判決に関するものである。判例の論旨と矛盾するものはどれか。

- 1 憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される。
- 2 会社は、政党へ寄付をするというような政治的行為を行う自由を有する。
- 3 会社によって政治資金の寄付がなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。
- 4 会社について、法律をもって、地方公共団体の長、議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。
- 5 生存権や人身の自由のような人権規定は、権利の性質上、自然人のみに認められると考えられ、法人には適用されない。

問題5 外国人の憲法上の権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものである。
- 2 指紋は、それ自体で思想、良心等個人の内心に関する情報となるものであるから、指紋押捺制度は、外国人の思想、良心の自由を害するものである。
- 3 外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、我が国の法体系の想定するところである。
- 4 国が福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは、許されない。
- 5 外国人は、我が国に入国する自由を保障されているのではなく、在留の権利ないし引き続き在留することを要求する権利を保障されているものでもない。

問題6 公務員の人権に関する次のア～エの記述につき、最高裁判所の判例に照らし、正誤を正しく判断している組合せはどれか。

ア 裁判官に対し、「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、その規制が著しく不合理であることが明白でなければ、憲法21条1項に違反しない。

イ 使用者に対する経済的地位の向上の要請と直接関係があるとはいえない政治的目的のために争議行為を行うことは、私企業の労働者であると公務員であるとを問わず、憲法28条の保障を受けない。

ウ 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところといわなければならない。

エ 機械的労務に携わる非管理職の現業公務員が特定の内閣の不支持を宣明する横断幕を持ってメーデーにおける集団示威行進に参加した行為について、国家公務員法に基づく懲戒処分を行うことは、適法である。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	正	正
2	正	誤	正	誤
3	正	誤	誤	正
4	誤	誤	正	誤
5	誤	正	正	正

問題7 人権の享有主体に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、税理士会の会員各人が自主的に決定すべき事柄である。
- 2 新聞紙・図書等の閲読の自由について、未決勾留により拘禁されているにすぎない者に対し、監獄内の規律および秩序を維持するためという観点から制限することは、一切許されない。
- 3 外国移住の自由は、外国人も日本人と同様に憲法上保障されている。
- 4 憲法上の表現の自由の保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民としてその自由を有することは当然であるが、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものといわざるを得ないものについては、懲戒の対象となる。
- 5 私立高校が、自動二輪車について免許を取らない、乗らない、買わないという3原則を定めた校則に違反したことを理由の一つとして生徒に自主退学を勧告したとしても、違法とはいえない。

問題8 私人間における人権規定の効力に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められるかどうかにかかわらず、就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、民法90条の規定により無効となる。
- 2 私立大学が、学則等により学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、直ちに社会通念上の学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。
- 3 私人間の関係において、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合でも、憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきではない。
- 4 私立学校の学則の細則としての性質を持つ生活要録の規定について、直接憲法の基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。
- 5 企業者が特定の思想、信条を有する者を、それを理由として雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為とすることはできない。

問題9 日本国憲法第13条について一般に行われている説明として、妥当なものはどれか。

- 1 この条文は訓示的ないし倫理的な規定であるにとどまり、「公共の福祉」は人権制約の根拠とはなり得ない。
- 2 「公共の福祉」とは、人権相互の矛盾、衝突を調整するための実質的公平の原理であり、この意味での「公共の福祉」は、すべての人権に論理必然的に内在している。
- 3 「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」とは、14条以下に列挙された個別の人権を総称したものであり、この条文から具体的な法的権利を引き出すことはできない。
- 4 「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の内容は、あらゆる生活領域に関する行為の自由である。
- 5 この条文は、14条以下に列挙されている個別の人権の保障が及ぶ場合でも、重ねて適用される。

問題10 幸福追求権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 信仰上の理由から輸血を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。
- 2 少年法の禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かは、その記事によって不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきである。
- 3 大学における講演会参加者の学籍番号、氏名、住所および電話番号のような個人情報、プライバシーに係る情報として法的保護の対象とはならない。
- 4 外国人登録法が定める指紋押なつ制度は、立法目的には十分な合理性があり、かつ必要性も肯定でき、方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである。
- 5 刑事事件の被疑者の動静を報道する目的で、法廷において手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態の容ぼう、姿態を描いたイラスト画を写真週刊誌に掲載して公表する行為は、不法行為法上違法となる。

問題11 幸福追求権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 酒類製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することは、憲法13条に違反する。
- 2 市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる。
- 3 ある者の前科等を実名つきで公表した著者は、それを公表する理由よりも公表されない法益の方が勝る場合、その者の精神的苦痛を賠償しなくてはならない。
- 4 喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。
- 5 速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容貌の写真撮影は、憲法13条に違反しない。

問題12 憲法14条1項の「法の下での平等」に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 法律によって、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めることによって、認知されただけの子と父母の婚姻があった子との間に国籍の取得に関する区別を生じさせることは、憲法14条1項に違反しない。
- 2 尊属殺重罰規定は、尊属に対する尊重報恩の確保という立法目的に合理性を肯定することができず、憲法14条1項に違反する。
- 3 非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定める規定は、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を合理的な理由によらずに区別するものであり、憲法14条1項に違反する。
- 4 地方公共団体が管理職昇任の資格要件として日本国籍を有する職員であることを定めることは、合理的な理由によらずに日本国籍を有する職員と外国人である職員とを区別するものであり、憲法14条1項に違反する。
- 5 地方公共団体が売春の取締について各別に条例を制定できるとすれば、ある地域では禁止される行為が他の地域では許容されるというように、その取扱いに地域差を生ずることとなるため、憲法14条1項に違反する。

問題13 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 ア ～ エ に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

現行の民法の下においても、ア は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。そして、夫婦が同一の氏を称することは、上記の ア という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している。特に、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する イ となるということがあるところ、イ であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。…（中略）…加えて、…夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による ウ に委ねられている。これに対して、夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。…（中略）…しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を エ として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を エ として使用することが社会的に広まっている。

（最大判平成27年12月16日民集第69巻8号2586頁）

	ア	イ	ウ	エ
1	家族	嫡出子	自由な選択	通称
2	夫婦	嫡出子	自由な選択	通称
3	家族	非嫡出子	やむを得ない選択	旧称
4	夫婦	非嫡出子	やむを得ない選択	通称
5	家族	嫡出子	自由な選択	旧称

問題14 思想及び良心の自由に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 内申書に学生集会へ参加していたことを記載することは、思想・信条そのものを記載したものではなく、その者の思想および信条を了知しうるものでもないから、思想および良心の自由を侵害しない。
- 2 憲法19条の「思想及び良心の自由」の「思想」と「良心」は区別され、「良心の自由」とは、信仰選択の自由ないしは信仰の自由のことである。
- 3 裁判所が加害者に対し謝罪広告の掲載を強制することは、謝罪の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度であれば、思想および良心の自由を侵害しない。
- 4 思想および良心の自由に対する制約は、それが間接的なものであり、必要性、合理性があれば、憲法19条に違反しない場合もある。
- 5 職務上の命令に従って、入学式の国歌斉唱の際に、音楽専科の教諭が「君が代」のピアノ伴奏をすることについて、当該教諭が特定の思想を有するということを外部に表明する行為と評価することは困難である。

問題15 信教の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 大量殺人を目的として計画的・組織的にサリンを生成した宗教法人に対し、宗教法人法に基づいて行われた解散命令は、憲法20条1項に違反する。
- 2 市が忠魂碑の存する公有地の代替地を買い受けて忠魂碑を移設・再建をした行為は、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらない。
- 3 護国神社に対する殉職自衛隊員の合祀を申請する過程において自衛隊職員が協力した行為は、憲法20条3項により禁止される宗教的活動に当たる。
- 4 愛媛県が、靖国神社・護国神社に対して、玉串料その他の名目で県の公金から支出して奉納したことは、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たらない。
- 5 精神疾患平癒を祈願するため、宗教行為の一種としてなされた加持祈祷行為は、これにより被害者を死に致したとしても、信教の自由を逸脱するものではない。

問題16 表現の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 公職選挙法が戸別訪問を一律に禁止していることは、立法政策の問題であるとしても、低廉かつ簡易な選挙運動の自由を不当に制限するものであり、憲法21条に違反する。
- 2 公共の利益にかかわらない者のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む小説の出版により公的立場にないその者の名誉やプライバシーを侵害し、その者に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがある場合であっても、裁判所が小説の出版を差し止めることは、許されない。
- 3 条例によって自動販売機による有害図書の販売を規制することは、成人に対する関係においても有害図書の流通を制約することになるため、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむを得ない制約とはいえない。
- 4 皇居前広場の使用を不許可処分とすることでその場所を集会・示威行進に使用することができなくなったとしても、それが管理権の適正な運用を誤ったものではなく、管理権に名をかりて実質上表現の自由または団体行動権を制限することを目的としたものとも認められない以上、その不許可処分は憲法21条1項に違反するものではない。
- 5 公務員宿舎の各室玄関ドアの新聞受けに政治的意見を記載したビラを投函する目的で、宿舎の管理権者の意思に反して、宿舎の共用部分および敷地に立ち入った行為をもって住居侵入罪に問うことは、許されない。

問題17 表現の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものはどれか。

- 1 表現の自由を保障した憲法21条の規定は、本来、国または地方公共団体の統治行動に対して基本的な個人の自由と平等を保障することを目的とする。そして、私人相互の関係においても、相互の力関係の相違から一方が他方に優越し事実上後者が前者の意思に服従せざるをえないような場合には直接に適用されるものである。
- 2 わいせつな表現行為にも表現の自由の保障は及ぶが、わいせつ文書の頒布販売行為は犯罪として禁止されている。そして、文書の個々の章句の部分のわいせつ性の有無は文書全体との関連において判断されなければならない、文書が全体として芸術性・思想性を有するものであれば、性的描写の部分のわいせつ性は解消されていなくても、当該文書はわいせつ文書としての取扱いを免れる。
- 3 訂正放送等に関する放送法の規定は、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものにとどまらず、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権をも付与する趣旨の規定であるといえる。
- 4 表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によってもみだりに制限することができないものであるが、およそ政治的行為については憲法21条による保障を受けるものであるとはいえない。
- 5 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」が、業務または施術に関する広告規制を設け、いわゆる適応症の広告を許さないとしていることは、憲法21条には違反しない。

問題18 報道の自由および取材の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 公判廷の取材活動も無制限に許されるわけではなく、公判廷における審判の秩序を乱して被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するようなものは許されない。
- 2 報道機関の有する取材テープが被疑事件の重要な証拠価値を有するものであったとしても、警察の捜査として押収処分の対象とすることは報道機関の報道の自由を侵害するものであり許されない。
- 3 新聞記者が公務員に秘密を漏示するように唆したとしても、直ちに違法性が推定されるものではない。
- 4 憲法21条は、新聞記者に対して特にその取材源に関する証言を拒絶し得る特別の権利をも保障したものと評価できない。
- 5 公正な刑事裁判の実現といった観点から、裁判所がテレビフィルムの提出を命じた結果、取材の自由がある程度制約を受けることとなったとしてもやむを得ない。

問題19 次の文章は、出版物の頒布等の事前差止めについて、先例として引用されることの多い最高裁判所判決の一部である。文中の空欄 ア ～ エ にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが ア に関する事項であるということができ、……その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの イ も肯定されるから、かかる ウ 要件を具備するときに限って、エ に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁以下）

	ア	イ	ウ	エ
1	公共の福祉	相当性	手続的	例外的
2	公共の利害	必要性	実体的	予防的
3	公共の福祉	合理性	手続的	一般的
4	公共の利害	必要性	実体的	例外的
5	公共の利害	合理性	手続的	一般的

問題20 税関検査事件判決（最大判昭59. 12. 12）における検閲の定義を考えた場合に、以下の項目に当てはまる語句の組合せとして、すべて正しいものはどれか。

	（主体）	（対象）	（目的）	（時期）
1	行政権	全ての表現物	発表の禁止	発表前
2	公権力	思想内容等の表現物	発表の停止	発表前
3	行政権	思想内容等の表現物	発表の禁止	発表後
4	立法権	全ての表現物	発表の禁止	発表前
5	行政権	思想内容等の表現物	発表の禁止	発表前

問題21 学問の自由に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 憲法23条にいう学問の自由とは、学問的研究の自由を指すのであって、その研究結果の発表の自由を含むものではない。
- 2 教授の自由は、大学における教授にのみ認められ、普通教育における教師には一切認められない。
- 3 諸外国の憲法においては、学問の自由を独自の条項で保障する例は少ないが、我が国では、明治憲法においても学問の自由を保障する規定が置かれていた。
- 4 大学の自治の法的性質は、大学が有する固有の権利であると解するのが、通説である。
- 5 学生の集会が実社会における政治的社会的活動に当たる場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。

〔多肢選択式問題〕

問題1 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 **ア** ～ **エ** に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

憲法一三条は、…国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。

これを **ア** と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、**イ** もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、**ウ** のため必要のある場合には **エ** の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、**ウ** のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから（警察法二条一項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁以下）

- | | | | |
|------------|----------|---------|----------|
| 1 法令の規定 | 2 最小限 | 3 公の利益 | 4 不相当 |
| 5 肖像権 | 6 正当な理由 | 7 名誉権 | 8 民主主義 |
| 9 最大限 | 10 同意 | 11 不可抗力 | 12 令状 |
| 13 プライバシー権 | 14 公共の福祉 | 15 生存権 | 16 特別な支障 |
| 17 相当 | 18 公共の安全 | 19 黙秘権 | 20 権限 |

問題2 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 ～ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

憲法89条は、 を宗教上の組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、その利用に供してはならない旨を定めている。その趣旨は、国家が宗教的にであることを要求するいわゆる政教分離の原則を、の利用提供等のな側面において徹底させるところにあり、これによって、憲法20条1項後段の規定する宗教団体に対する特権の付与の禁止を側面からも確保し、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。しかし、国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり、およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというものではなく、憲法89条も、の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。

…そうすると、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、前記の見地から、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。

（最大判平成22年1月20日民集64巻1号1頁以下）

- | | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 1 中立 | 2 法令 | 3 平等 | 4 政治的 |
| 5 国有財産 | 6 行政権 | 7 社会通念 | 8 社会的 |
| 9 判例 | 10 私有財産 | 11 助成金 | 12 公平 |
| 13 財政的 | 14 補助金 | 15 公の営造物 | 16 経済的 |
| 17 物理的 | 18 無関心 | 19 純粹 | 20 公の財産 |

2022 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

憲 法① 解答解説

【5肢択一式：配点4点×21問＝84点】 目標点：68点

問題1	問題2	問題3	問題4	問題5	問題6	問題7	問題8	問題9	問題10
1	4	4	4	5	5	2	1	2	3
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
1	3	1	2	2	4	5	2	4	5
問題21									
5									

【多肢選択式：配点2点×4×2問＝16点】 目標点：12点

問題1	ア	5
	イ	6
	ウ	14
	エ	17

問題2	ア	20
	イ	1
	ウ	13
	エ	7

【スーパー答練 1stステージ・憲法① 出題一覧表】

【5肢択一式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
総論	1	憲法の概念	1	★★	
	2	「主権」の意味	4	★★	
	3	日本国憲法・前文	4	★	
人権	4	法人の人権	4	★★★★	
	5	外国人の人権	5	★★★★	
	6	公務員の人権	5	★★	
	7	人権享有主体	2	★★	
	8	私人間効力	1	★★★★	
	9	憲法13条	2	★	
	10	幸福追求権	3	★★★★	
	11	幸福追求権	1	★★★★	
	12	法の下の平等	3	★★★★	
	13	法の下の平等	1	★★★★	
	14	思想・良心の自由	2	★★	
	15	信教の自由	2	★★	
	16	表現の自由	4	★★★★	
	17	表現の自由	5	★★★★	
	18	報道の自由・取材の自由	2	★★★★	
	19	表現の自由	4	★★★★	
	20	検閲	5	★★	
	21	学問の自由	5	★★	

【多肢選択式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
人権	1	幸福追求権	アー5 イー6 ウー14 エー17	★★★★	
	2	信教の自由	アー20 イー1 ウー13 エー7	★★	

※重要度 ★★★★：絶対に復習 ★★：要復習 ★：最後に復習

※「関連過去問」は各問題のテーマにおける過去の本試験出題履歴を示しています（ex. 「21-3」は平成21年度問題3で出題されたことを示しています）。

[5肢択一式問題]

問題 1	正解	1	テーマ 憲法 の 概念	重要度★★
------	----	---	-------------	-------

- 1 ○ 固有の意味の憲法とは、国家の統治の基本法のことです。そして、この固有の意味の憲法は、いつの時代のどの国家にも存在します。
- 2 × 「成文法は慣習法に優る」という近代合理主義（国家の根本的制度についての定めは文章化しておくべきであるという思想）から、立憲的意味の憲法は、形式の面で「成文法」であるのが普通です。
- 3 × 形式的意味の憲法とは、憲法という名前と呼ばれる成文の法典を意味します。例えば、日本においては「日本国憲法」がこれに当たります。もっとも、イギリスには形式的意味の憲法は存在しません。
- 4 × ある特定の内容をもった法を憲法と呼ぶ場合、この憲法は、実質的意味の憲法です。もっとも、この実質的意味の憲法は、成文であると不文であるとを問いません。なお、この実質的意味の憲法には、肢1の固有の意味の憲法と肢2・肢5の立憲的意味の憲法の二つがあります。
- 5 × 立憲的意味の憲法は、その性質においては「硬性憲法（通常法律よりも難しい手続によらなければ改正できない憲法）」であるのが普通です。憲法は国民の不可侵の自然権を保障するものであるため、憲法によって作られた権力である立法権は、根本法たる憲法を改正する資格を持つことはできず、立法権は憲法に拘束されると考えられているからです。

関連過去問	29-7
-------	------

問題 2

正解

4



「主権」の意味

重要度★★

主権概念には「国家権力そのもの（統治権）」、「国家権力の最高独立性」、「国政についての最高の決定権」の3つの意味があるとされています。

- 1 ○ 「日本国ノ主権ハ、本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」（ポツダム宣言8項）の主権概念は、国家権力そのもの（統治権）を意味します。
- 2 ○ 「連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」（日本国との平和条約1条（b））の主権概念は、国家権力そのもの（統治権）を意味します。
- 3 ○ 「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第2条第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」（日本国との平和条約5条（c））の主権概念は、国家権力の最高独立性を意味します。
- 4 × 日本国憲法前文1段が規定する「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」にいう主権概念は、国政についての最高の決定権を意味します。しかし、前文3段が規定する「自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」にいう主権概念は、国家権力の最高独立性を意味します。したがって、前文に用いられている主権概念は、全て国政についての最高の決定権を意味するわけではありません。
- 5 ○ 日本国憲法1条が定める「主権の存する日本国民の総意」における主権概念は、国政についての最高の決定権を意味します。

関連過去問

12-6

問題 3	正解	4	④ 日本国憲法・前文	重要度★
------	----	---	------------	------

《日本国憲法・前文》

憲法前文1項は、以下の通りです。

「日本国民は、正当に選挙された国会における **ア：代表者** を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な **イ：信託** によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の **ア：代表者** がこれを行使し、その **ウ：福利** は国民がこれを享受する。これは人類 **エ：普遍** の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」

以上より、空欄ア～エには、ア - 代表者、イ - 信託、ウ - 福利、エ - 普遍が入り、肢4が正解となります。

関連過去問	29-7
-------	------

問題 4

正解

4



法人の人権

重要度★★★

本問で引用されている最高裁判所判決は、八幡製鉄事件判決（最大判昭45.6.24）です。

1 矛盾しません

八幡製鉄事件判決は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、法人の人権享有主体性を認めています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方と矛盾しません。

2 矛盾しません

八幡製鉄事件判決は、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障しています。同判決は、続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環」であるとしています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。

3 矛盾しません

八幡製鉄事件判決は、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障しています。同判決は、続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」としています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。

4 矛盾します

八幡製鉄事件判決は、「憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものである」とし、会社のような法人には選挙権を認めていません。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方と矛盾します。

5 矛盾しません

八幡製鉄事件判決は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、「性質上可能なかぎり」法人に人権を認めていますが、生存権や人身の自由は、自然人にのみ認められると考えられる人権であり、法人にも保障することが性質上可能であるとはいえません。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。

関連過去問

29-3

問題 5

正解

5



外国人の人権

重要度★★★

- 1 × 判例（最判平7. 2. 28）は、「憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味…外国人に…地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない」としています。
- 2 × 判例（外国人指紋押なつ拒否事件：最判平7. 12. 15）は、「指紋は…それ自体では思想、良心等個人の内心に関する情報となるものではない」とし、指紋押なつ制度は、外国人の思想、良心の自由を害するものではないとしています。
- 3 × 判例（外国人職員昇任試験拒否訴訟：最大判平17. 1. 26）は、「公権力行使等地方公務員の職務の遂行は、住民の権利義務や法的地位の内容を定め、あるいはこれらに事実上大きな影響を及ぼすなど、住民の生活に直接間接に重大なかわりを有するものである…国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであること…に照らし、原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきであり、…外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではないものというべきである」としています。
- 4 × 判例（塩見訴訟：最判平元. 3. 2）は、「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許される」としています。
- 5 ○ 判例（マククリーン事件：最大判昭53. 10. 4）は、「憲法22条1項は、…外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされていることと、その考えを同じくするものと解される…したがって、憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない」と解すべきである」としています。

関連過去問	18-6、23-4、27-3、29-3
-------	---------------------

問題 6

正解

5



公務員の人権

重要度★★

- ア ×** 判例（寺西裁判官事件：最大決平10.12.1）は、「憲法21条1項の表現の自由は基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、その保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民として右自由を有する…しかし…憲法上の特別な地位である裁判官の職にある者の言動については、おのずから一定の制約を免れない…裁判官に対し『積極的に政治運動をすること』を禁止することは、必然的に裁判官の表現の自由を一定範囲で制約することにはなるが、右制約が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない、右の禁止の目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものでないなら、憲法21条1項に違反しないというべきである」とし、合憲性の判断について合理的関連性の基準を採用しています。したがって、明白性の原則（その規制が著しく不合理であることが明白でなければ、憲法に違反しないとする基準）を採用しているとする本肢は誤っています。
- イ ○** 判例（全農林警職法事件：最大判昭48.4.25）は、使用者に対する経済的地位の向上の要請と直接関係があるとはいえない政治的目的のために争議行為を行うことは、私企業の労働者であると公務員であるとを問わず、憲法28条の保障を受けないとしています。
- ウ ○** 判例（猿払事件：最大判昭49.11.6）は、「行政の中立的運営が確保され、これに対する国民の信頼が維持されることは、憲法の要請にかなうものであり、公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益にほかならない…公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむをえない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない」としています。
- エ ○** 判例（プラカード事件：最判昭55.12.23）は、機械的労務に携わる非管理職の現業公務員が特定の内閣の不支持を宣明する横断幕を持ってメーデーにおける集団示威行進に参加した行為は、国家公務員法、人事院規則の規定に違背し、そのことを理由として国家公務員法に基づく懲戒処分を行うことは、最高裁判所の判例（猿払事件：最大判昭49.11.6）の趣旨に徴して適法であるとしています。

以上より、ア－誤、イ－正、ウ－正、エ－正であり、肢5が正解となります。

関連過去問

29-3

問題 7

正解

2



人権享有主体

重要度★★

- 1 ○ 判例（南九州税理士会事件：最判平8. 3. 19）は、「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。…政党など規正法上の政治団体…に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである」としています。
- 2 × 判例（よど号ハイジャック新聞記事抹消事件：最大判昭58. 6. 22）は、「意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、…憲法19条…憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、すべて国民は個人として尊重される旨を定めた憲法13条の規定の趣旨に沿うゆえんでもある…しかしながら、このような閲読の自由は、生活のさまざまな場面にわたり、極めて広い範囲に及ぶものであつて、…その制限が絶対に許されないものとすることはできず、それぞれの場面において、これに優越する公共の利益のための必要から、一定の合理的制限を受けることがあることもやむをえない…未決勾留により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由についても、逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、…監獄内の規律及び秩序の維持のために必要とされる場合にも、一定の制限を加えられることはやむをえないものとして承認しなければならない」としています。
- 3 ○ 判例（最判昭32. 12. 25）は、外国人の出国の自由について「憲法22条2項は『何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない』と規定しており、ここにいう外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はない」としています。
- 4 ○ 判例（最大決平30. 10. 17）は、裁判官がインターネットを利用して短文の投稿をすることができる情報ネットワーク上で、判決が確定した当該裁判官の担当外の民事訴訟事件に関し、私人である当該訴訟の原告が訴えを提起したことが不当であるとする一方的な評価を不特定多数の閲覧者に公然と伝える等の投稿をした事案について、「憲法上の表現の自由の保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民としてその自由を有することは当然であるが、被申立人の上記行為は、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものといわざるを得ないものであつて、これが懲戒の対象となることは明らかである」として、本件行為は懲戒事由を規定する裁判所法49条の「品位を辱める行状」に当たるとしています。
- 5 ○ 判例（最判平3. 9. 3）は、「憲法上のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であつて、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない」ことから、本件校則及び本件校則に違反したことを理由の一つとしてされた本件自主退学勧告について、それが直接憲法の基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はないとし、本件事実関係の下においては、上告人に対してされた本件自主退学勧告が違法とはいえないとしています。

関連過去問

29-3、R2-3

問題 8

正解

1



私人間効力

重要度★★★

- 1 × 判例（日産自動車事件：最判昭56.3.24）は、「上告会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められない」という事実関係の下において、「上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である」としています。したがって、企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められるかどうかにかかわらず無効となるとしている本肢は誤りです。
- 2 ○ 判例（昭和女子大事件：最判昭49.7.19）は、「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによつて在学する学生を規律する包括的権能を有する…特に私立学校においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによつて社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針のもとで教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるのであるから、右の伝統ないし校風と教育方針を学則等において具体化し、これを実践することが当然認められるべきであ」とし、「私立大学のなかでも、学生の勉学専念を特に重視しあるいは比較的保守的な校風を有する大学が、その教育方針に照らし学生の政治的活動はできるだけ制限するのが教育上適当であるとの見地から、学内及び学外における学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもつて直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない」としています。
- 3 ○ 判例（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）は、「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり、このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難いが、そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない」としています。事実上の支配関係は、その支配力の態様、程度、規模等においてさまざまであり、どのような場合にこれを国または公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であり、また、国または公共団体の支配は権力の法的独占の上に立って行なわれるものであるのに対し、私人間の

関係はこのような裏付けないしは基礎を欠く単なる社会的事実としての力の優劣の関係にすぎず、その間に画然たる性質上の区別が存するためです。

- 4 ○ 判例（昭和女子大事件：最判昭49.7.19）は、「憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であつて、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない…私立学校である被上告人大学の学則の細則としての性質をもつ前記生活要録の規定について直接憲法の右基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない」としています。
- 5 ○ 判例（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）は、「企業者は、…経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであつて、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもつて雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない」としています。

関連過去問	25-4、30-3
-------	-----------

問題 9

正解

2



憲法13条

重要度★

- 1 × 「公共の福祉」の意義に関する内在・外在二元的制約説は、「公共の福祉」による制約が認められる人権は、その旨が明文で定められている経済的自由権（22条、29条）と、国家の積極的施策によって実現される社会権（25条～28条）に限られ、憲法13条は訓示的ないし倫理的な規定であるにとどまり、憲法13条の「公共の福祉」は人権制約の根拠とはなり得ないとしています。もっとも、憲法13条を倫理的な規定であるとしてしまうと、これを新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項と解釈できなくなるとの批判が強く、この説は現在ではほとんど支持されていません。したがって、本肢は、憲法13条について一般に行われている説明とはいえません。
- 2 ○ 「公共の福祉」の意義に関する一元的内在制約説は、「公共の福祉」とは、人権相互の矛盾、衝突を調整するための実質的公平の原理であり、この意味での「公共の福祉」は、すべての人権に論理必然的に内在しているといえます。そして、この説は現在の通説であり、本肢は、憲法13条について一般に行われている説明といえます。
- 3 × かつては、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権：13条）は、14条以下に列挙された個別の人権を総称したものであり、そこから具体的な法的権利を引き出すことはできないと一般に解されてきました。しかし、1960年代以降の激しい社会・経済の変動によって生じた諸問題に対して法的に対応する必要性が増大したため、その意義が見直されることとなり、その結果、幸福追求権は、憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって基礎付けられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることのできる具体的権利であると説明されるようになりました。
- 4 × 「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権：13条）の内容は、あらゆる生活領域に関する行為の自由（一般的行為の自由）ではなく、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体をいうと説明されています（人格的利益説）。
- 5 × 憲法13条は、14条以下に列挙されている個別の人権が妥当しない場合に限って適用されます（補充的保障説）。

関連過去問

22-3、23-5

問題10

正解

3



幸福追求権

重要度★★★

- 1 ○ 判例（エホバの証人輸血拒否事件：最判平12. 2. 29）は、「患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否すると明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」としています。そして、医師が無断で輸血を行うことは人格権の侵害となるとしています。
- 2 ○ 判例（長良川事件報道訴訟：最判平15. 3. 14）は、少年法61条に違反する推知報道に当たるかどうかは、その記事により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきであるとしています。
- 3 × 判例（早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件：最判平15. 9. 12）は、大学における講演会参加者の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない個人情報であっても、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えすることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきもの」として当該情報を法的保護の対象としています。
- 4 ○ 判例（外国人指紋押なつ拒否事件：最判平7. 12. 15）は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するとし、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条の趣旨に反して許されず、また、右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶとしつつ、外国人登録法が定める指紋押なつ制度については、立法目的には十分な合理性があり、かつ必要性も肯定でき、方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるとして、合憲判断をしています。
- 5 ○ 判例（最判平17. 11. 10）は、刑事事件の被疑者の動静を報道する目的で、手錠をされ腰縄を付けられた状態の同人の容ぼう、姿態を裁判所の許可を受けることなく隠し撮りした行為は、不法行為法上違法であるとし、また、法廷において手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態の容ぼう、姿態を描いたイラスト画を写真週刊誌に掲載して公表する行為も、不法行為法上違法となるとしています。

関連過去問

19-3、23-3、26-3、27-3、28-4

問題11

正解

1



幸福追求権

重要度★★★

- 1 × 判例（どぶろく裁判：最判平元. 12. 14）は、酒税法の規定は、自己消費を目的とする酒類製造であっても、これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予想されるところから、国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することとしたものであり、これにより自己消費目的の酒類製造の自由が制約されるとしても、そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるとはいえないから、憲法13条に違反しないとしています。
- 2 ○ 判例（前科照会事件：最判昭56. 4. 14）は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」としています。そして、「市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」としています。
- 3 ○ 判例（ノンフィクション「逆転」事件：最判平6. 2. 8）は、「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、…前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」としています。
- 4 ○ 判例（禁煙処分事件：最大判昭45. 9. 16）は、喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではないとしています。煙草は、生活必需品とまでは断じがたく、ある程度普及率の高い嗜好品にすぎず、喫煙の禁止は、煙草の愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感じしめるとしても、それが人体に直接障害を与えるものではないからです。
- 5 ○ 判例（自動速度監視装置事件：最判昭61. 2. 14）は、速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容貌の写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、緊急に証拠保全をする必要性があつて、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるため、憲法13条に違反しないとしています。

関連過去問

19-3、23-3、26-3、27-3、28-4

問題12

正解

3



法の下での平等

重要度★★★

- 1 × 判例（生後認知児童国籍確認事件：最大判平20.6.4）は、改正前の国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めていることにより、認知されただけの子との間に国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法14条1項に違反するとしています。
- 2 × 判例（尊属殺重罰規定事件：最大判昭48.4.4）は、尊属に対する尊重報恩は社会生活上の基本的道義というべきであり、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は刑法上の保護に値するとして、尊属殺重罰規定の立法目的自体の合理性は肯定しています。
- 3 ○ 判例（最大決平25.9.4）は、憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定が、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであり、遅くとも平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたとし、憲法14条1項に違反していた、としています。
- 4 × 判例（外国人職員昇任試験拒否訴訟：最大判平17.1.26）は、日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されていることを理由として、東京都が管理職昇任の資格要件として日本国籍を有する職員であることを定めたとしても、合理的な理由に基づいて日本国籍を有する職員と外国人である職員とを区別するものであり、憲法14条1項に違反しないとしています。
- 5 × 判例（売春条例事件：最大判昭33.10.15）は、憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところであると解すべきであるとし、地方公共団体が売春の取締について各別に条例を制定する結果、その取扱いに差別を生ずることがあっても、地域差の故をもって違憲ということはできないとしています。

関連過去問

22-4、24-6、25-3、26-5、28-7、R1-4、R1-5

問題13

正解

1

テーマ

法の下の平等

重要度★★★

本問は、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称すると定める民法750条の規定の合憲性が争われた最高裁判所判決（最大判平27. 12. 16）からの出題です。

現行の民法の下においても、**ア：家族** は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。そして、夫婦が同一の氏を称することは、上記の **ア：家族** という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している。特に、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する **イ：嫡出子** となるということがあるところ、**イ：嫡出子** であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。…（中略）…加えて、…夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による **ウ：自由な選択** に委ねられている。これに対して、夫婦同氏制の下においては、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ、婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。…（中略）…しかし、夫婦同氏制は、婚姻前の氏を **エ：通称** として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を **エ：通称** として使用することが社会的に広まっている。

ア については、社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられており、夫婦が同一の氏を称する一つの集団が入ります。したがって、「家族」が入ります。**イ** については、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する **イ** となるとあることから、「嫡出子」が入ります。**ウ** については、夫婦がいずれの氏を称するかは自由選択であるため、「自由な選択」が入ります。**エ** について、夫婦同氏制の下でも、婚姻前の氏を通称として使用することは許されているので、「通称」が入ります。

以上より、アー家族、イー嫡出子、ウー自由な選択、エー通称となり、肢1が正解となります。

関連過去問

R1-4

問題14

正解

2



思想・良心の自由

重要度★★

- 1 ○ 判例（麴町中学校内申書事件：最判昭63.7.15）は、内申書に高校進学希望者が学生集会に参加していた事実を記載したとしても思想・信条そのものを記載したのではなく、かかる外部的行為によってその者の思想及び信条を了知しうるものではないとして、思想および良心の自由を侵害しないとしています。
- 2 × 憲法19条の「思想及び良心の自由」の「思想」と「良心」は、厳密に区別せずに一括して捉えるのが通説です。なお、謝罪広告事件（最大判昭31.7.4）において、栗山茂裁判官は、「思想」と「良心」を区別し、「良心の自由」とは、信仰選択の自由ないしは信仰の自由のことであるとする意見を述べています。
- 3 ○ 判例（謝罪広告事件：最大判昭31.7.4）は、「謝罪広告を命ずる判決にも…時にはこれを強制することが債務者の人格を無視し著しくその名誉を毀損し意思決定の自由乃至良心の自由を不当に制限することとなり、いわゆる強制執行に適さない場合に該当することもありうるであろうけれど、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のものにあつては、これが強制執行も代替作為として民訴733条の手続によることを得るものといわなければならない」としています。
- 4 ○ 判例（最判平23.5.30）は、都立学校の校長が、教員に対して、卒業式の際に国旗に向かって起立、および、国歌斉唱を命じる職務命令の憲法適合性について、起立斉唱行為は「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いとする者にとっては、その者の思想・良心の自由についての間接的な制約となるとした上で、このような間接的な制約が許容されるか否かは、当該職務命令に上記の制約を許容しうる程度の必要性および合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当であると判示しており、思想・良心の自由の間接的な制約は、必要性・合理性があれば許されるとしています。
- 5 ○ 判例（最判平19.2.27）は、市立小学校の音楽専科の教諭が、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏を行うことを内容とする校長の職務命令に従わず、戒告処分を受けた事件につき、客観的に見て、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏をするという行為自体は、音楽専科の教諭等にとって通常想定され期待されるものであって、上記伴奏を行う教諭等が特定の思想を有するということを外部に表明する行為であると評価することは困難なものであり、特に、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であるといわざるを得ないと判示しています。

関連過去問

21-5、25-4

問題15

正解

2



信教の自由

重要度★★

- 1 × 判例（宗教法人解散命令事件：最決平8. 1. 30）は、大量殺人を目的として計画的・組織的にサリンを生成した宗教法人について、宗教法人法に基づいてされた解散命令は、もっぱら宗教法人の世俗的側面を対象とし、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、宗教法人の行為に対処するにはその法人格を失わせることが必要かつ適切であるといえ、一方、解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は解散命令に伴う間接的で事実上のもので、必要でやむを得ない法的規制であり、憲法20条1項に違反しないとしています。
- 2 ○ 判例（箕面忠魂碑訴訟：最判平5. 2. 16）は、市が忠魂碑の存する公有地の代替地を買い受けて忠魂碑の移設・再建をした行為および忠魂碑を維持管理する地元の戦没者遺族会に対しその敷地として代替地を無償貸与した行為は、特定の宗教とのかかわりが希薄で、戦没者遺族会が宗教的活動を本来の目的とする団体ではなく、市が移設、再建等を行った目的が、忠魂碑の存する公有地を学校用地として利用することを主眼とするもので、専ら世俗的なものであることから、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらないとしています。
- 3 × 判例（自衛官合祀拒否訴訟：最大判昭63. 6. 1）は、護国神社に対して殉職自衛隊員の合祀を申請する過程において協力した地連職員の行為が、宗教とのかかわり合いが間接的であって、職員の宗教的意識もどちらかといえば希薄であり、その行為の態様からして国またはその機関として特定の宗教への関心を呼び起こし、あるいはこれを援助、助長、促進し、または他の宗教に圧迫、干渉を加える効果をもつものと一般人から評価される行為とは認められない場合、これをもって憲法20条3項が禁止する宗教的活動に当たるとまではいえないとしています。
- 4 × 判例（愛媛玉串料訴訟：最大判平9. 4. 2）は、県が、靖国神社・護国神社に対して、玉串料その他の名目で県の公金から支出して奉納したことは、その目的が宗教的な意義をもつことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になるとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たるとしています。
- 5 × 判例（加持祈祷事件：最大判昭38. 5. 15）は、精神疾患平癒を祈願するため、宗教行為の一種としてなされた加持祈祷行為であっても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当たり、これにより被害者を死に致したものである以上、それは信教の自由を逸脱するものであるとしています。

関連過去問

18-7、20-41、21-5、28-6

問題16

正解

4



表現の自由

重要度★★★

- 1 × 判例（戸別訪問事件：最判昭56.6.15）は、戸別訪問を一律に禁止している公職選挙法138条1項の規定は、合理的で必要やむを得ない限度を超えるものとは認められず、憲法21条に違反しないとし、戸別訪問を一律に禁止するかどうかは、もっぱら選挙の自由と公正を確保する見地からする立法政策の問題であり、国会がその裁量の範囲内で決定した政策は尊重されなければならないとしています。
- 2 × 判例（「石に泳ぐ魚」事件：最判平14.9.24）は、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきであるとしています。そして、公共の利益にかかわらない者のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む小説の出版により公的立場にないその者の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害され、その者に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがある場合に、裁判所が小説の出版の差止めを認めることは憲法21条1項に違反しないとしています。
- 3 × 判例（岐阜県青少年保護育成条例事件：最判平元.9.19）は、条例において有害図書の自動販売機への収納禁止は、青少年に対する関係において憲法21条に違反せず、また、成人に対する関係においても有害図書の流通を幾分制約することにはなるものの、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約といえ、憲法21条1項に違反しないとしています。
- 4 ○ 判例（皇居前広場事件：最大判昭28.12.23）は、皇居前広場の使用申請に対し、厚生大臣（現厚生労働大臣）が管理権の行使として不許可処分をした場合でも、それが管理権の適正な運用を誤ったものとは認められず、また、管理権に名をかりて実質上表現の自由または団体行動権を制限することを目的としたものとも認められないのであって、そうである限り、これによって皇居前広場が集会および示威行進に使用することができなくなったとしても、本件不許可処分は憲法21条1項に違反しないとしています。
- 5 × 判例（住居侵入被告事件：最判平20.4.11）は、公務員宿舎の各室玄関ドアの新聞受けに政治的意見を記載したビラを投函する目的で、職員およびその家族が居住する公務員宿舎の共用部分および敷地に宿舎の管理権者の意思に反して立ち入った行為をもって住居侵入罪（刑法130条前段）に問うことは、憲法21条1項に違反しないとしています。

関連過去問

22-3、22-5、23-5、23-41、25-7、27-41、28-41、29-3、29-41、30-41、R1-41、R2-4

問題17

正解

5



表現の自由

重要度★★★

- 1 × 判例（サンケイ新聞事件：最判昭62. 4. 24）は、憲法21条の保障規定は、国または地方公共団体の統治行動に対して基本的な個人の自由と平等を保障することを目的としたものであって、私人相互の関係については、たとえ相互の力関係の相違から一方が他方に優越し事実上後者が前者の意思に服従せざるをえないようなときであっても、直接に適用されるものではないとしています。
- 2 × 判例（悪徳の栄え事件：最大判昭44. 10. 15）は、文書の個々の章句の部分のわいせつ性の有無は文書全体との関連において判断されるべきものであるとしつつも、文書の芸術性・思想性が文書の内容である性的描写による性的刺激を減少・緩和させて、刑法が処罰の対象とする程度以下にわいせつ性が解消されない限り、芸術的・思想的価値がある文書であってもわいせつの文書としての取扱いを免れることはできないとしています。したがって、文書が全体として芸術性・思想性を有するものであれば、性的描写の部分のわいせつ性は解消されていなくても当該文書がわいせつ文書としての取扱いを免れるわけではありません。
- 3 × 判例（最判平16. 11. 25）は、訂正放送等に関する放送法の規定は、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないとしています。
- 4 × 判例（猿払事件：最大判昭49. 11. 6）は、表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によってもみだりに制限することができないものであり、およそ政治的行為は、行動としての面をもつほかに、政治的意見の表明としての面をも有するものであるから、その限りにおいて、憲法21条による保障を受けるものであるとしています。
- 5 ○ 判例（最大判昭36. 2. 15）は、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、これらの施術所に關し、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律所定の事項以外の事項について広告することを禁止する同法7条の規定は、国民の保健衛生上の見地から、公共の福祉を維持するためやむをえない措置として是認されるものであることを理由に、憲法21条に違反しないとしています。

関連過去問

22-3、22-5、23-5、23-41、25-7、27-41、28-41、29-3、29-41、30-41、R1-41、R2-4

問題18

正解

2



報道の自由・取材の自由

重要度★★★

- 1 ○ 判例（北海タイムス事件：最大判昭33.2.17）は、新聞が真実を報道するための取材活動の自由も無制限とはいえず、公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するものは許されないとしています。
- 2 × 判例（TBSビデオテープ押収事件：最決平2.7.9）は、報道機関の取材の自由も憲法21条の精神に照らし十分尊重されるべきものであるが、公正な裁判の実現のためにある程度の制約を受けることは許容しています。そして、報道機関の有する取材テープを警察の捜査活動の一環として押収した処分に関しても、取材テープの証拠価値の重要性や取材の自由の制約の程度などを検討した上で、取材の自由に対する許されない制約ではないとしています。
- 3 ○ 判例（外務省秘密漏洩事件：最判昭53.5.31）は、報道機関が公務員に対して秘密の漏示を唆したからといって直ちに違法性が推定されるものではなく、それが真に報道の目的からでたもので、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは実質的に違法性を欠き正当な業務行為であるとし、当初から秘密文書入手するための手段として利用する意図で公務員と肉体関係を持ち、公務員がその関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乗じて秘密文書を持ち出させたなど取材対象者の人格を著しく蹂躪した取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するとしています。
- 4 ○ 判例（石井記者事件：最大判昭27.8.6）は、新聞記者は記事の取材源に関するという理由によっては刑事訴訟法上証言拒絶権を有せず、憲法21条が新聞記者に対してその取材源に関する証言を拒絶し得る特別の権利までも保障したのではなく、また、未だいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出す取材に関しその取材源について、公の福祉のため最も重大な司法権の公正な発動に必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものは到底解することができないとしています。
- 5 ○ 判例（博多駅テレビフィルム提出命令事件：最大決昭44.11.26）は、報道のための取材の自由は、憲法21条の精神に照らし十分尊重に値するものであるとする一方、公正な刑事裁判の実現を保障するため、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められる場合は、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ないとしています。

関連過去問

22-3、22-5、23-5、23-41、25-7、27-41、28-41、29-3、29-41、30-41、R1-41、R2-4

問題19

正解

4

表現の自由

重要度★★★

本問は、最高裁判所判決（北方ジャーナル事件：最大判昭61.6.11）からの出題です。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが **ア：公共の利害** に関する事項であるということができ、……その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの **イ：必要性** も肯定されるから、かかる **ウ：実体的** 要件を具備するときに限って、**エ：例外的** に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

まず、**ア** には、「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等」の表現行為は公共の利害に関する事項であることから、「公共の利害」が入ります。次に、「当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの **イ** も肯定される」とあります。名誉を保護するためには表現行為を差し止める必要があることから、**イ** には「必要性」が入ります。そして、「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは」とあり、これを受けて「かかる **ウ** 要件を具備するときに限って」事前差止めが許されるとあります。これは表現行為に対する事前差止めが許される実体的な要件を検討しているものであり、**ウ** には「実体的」が入ります。最後に、「当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されない」としつつも、「ただ、……かかる **ウ** 要件を具備するときに限って、**エ** に事前差止めが許されるもの」とあります。したがって、許されないとする原則を修正するという意味で、**エ** には「例外的」が入ります。

以上より、正しい組合せは、アー公共の利害、イー必要性、ウー実体的、エー例外的であり、肢4が正解となります。

関連過去問

22-3、22-5、23-5、23-41、25-7、27-41、28-41、29-3、29-41、30-41、R1-41、R2-4

問題20	正解	5	㊦ 検 閲	重要度★★
------	----	---	-------	-------

判例（税関検査事件：最大判昭59.12.12）は、「憲法21条2項にいう『検閲』とは、行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。」としています。

したがって、（主体）－行政権、（対象）－思想内容等の表現物、（目的）－発表の禁止、（時期）－発表前となり、肢5が正解となります。

関連過去問	22-3、22-5、23-5、23-41、25-7、27-41、28-41、29-3、29-41、30-41、R1-41、R2-4
-------	---

問題21	正解	5	⑤ 学問の自由	重要度★★
------	----	---	---------	-------

- 1 × 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、憲法23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであるとしています。
- 2 × 判例（旭川学力テスト事件：最大判昭51.5.21）は、知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないわけではないとして、普通教育における教師の教授の自由を認める余地があるとしています。
- 3 × 諸外国の憲法においては、学問の自由を独自の条項で保障する例は少なく、本肢の前半は妥当です。しかし、我が国では、明治憲法には学問の自由を保障する規定が置かれておらず、日本国憲法によって初めて学問の自由を保障する規定が置かれました。したがって、本肢の後半は妥当ではありません。
- 4 × 大学の自治の法的性質は、大学が有する固有の権利ではなく、制度的保障であると解するのが、通説です。すなわち、通説は、大学の自治を学問の自由を担保するための客観的な制度的保障にとらえ、自治の具体的な内容は法律により規律されるが、法律により大学の自治を廃止したりその本質的内容を侵害したりすることは許されないとしています。
- 5 ○ 判例（東大ポポロ事件：最大判昭38.5.22）は、学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないとしています。

関連過去問	18-6、21-6、30-4
-------	----------------

[多肢選択式問題]

問題 1	正解	ア	5	イ	6	ウ	14	エ	17	（ イ ）	幸福追求権	重要度★★★
------	----	---	---	---	---	---	----	---	----	--------------	-------	--------

本問は、京都府学連事件判決（最大判昭44.12.24）からの出題です。

憲法一三条は、…国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。

これを **ア：5－肖像権** と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、**イ：6－正当な理由** もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、**ウ：14－公共の福祉** のため必要のある場合には **エ：17－相当** の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、**ウ：14－公共の福祉** のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから（警察法二条一項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

容ぼう等を撮影されない自由は一般に肖像権と称されているため、**ア** には「5－肖像権」が入ります。何人も、みだりに容ぼう等を撮影されない自由を有することから、警察官が正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは許されないため、**イ** には「6－正当な理由」が入ります。憲法13条後段は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、公共の福祉を理由とする人権制限を認めているため、**ウ** には「14－公共の福祉」が入ります。人権制限が認められるとしても、その制限は相当なものでなければならないため、**エ** には「17－相当」が入ります。

関連過去問	19-3、23-3、26-3、27-3、28-4
-------	--------------------------

問題 2

正解

ア

20

イ

1

ウ

13

エ

7

(テーマ)

信教の自由

重要度★★

本問は、砂川政教分離訴訟（最大判平22. 1. 20）からの出題です。

憲法89条は、**ア：20－公の財産**を宗教上の組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、その利用に供してはならない旨を定めている。その趣旨は、国家が宗教的に**イ：1－中立**であることを要求するいわゆる政教分離の原則を、**ア：20－公の財産**の利用提供等の**ウ：13－財政的**な側面において徹底させるところにあり、これによって、憲法20条1項後段の規定する宗教団体に対する特権の付与の禁止を**ウ：13－財政的**側面からも確保し、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。しかし、国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり、およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというものではなく、憲法89条も、**ア：20－公の財産**の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。

…そうすると、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、前記の見地から、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法89条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、**エ：7－社会通念**に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。

憲法89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めているので**ア**には、「20－公の財産」が入ります。政教分離の意義は宗教的中立性を保つことであることから、**イ**には、「1－中立」が入ります。公の財産の宗教上の組織への支出利用を禁止する憲法89条の趣旨は、政教分離原則（憲法20条1項後段、3項）を財政面から確保することです。したがって、**ウ**には、「13－財政的」が入ります。津地鎮祭事件（最大判昭52. 7. 13）をはじめとして、政教分離原則違反が問題となった判例は、その違反の有無を社会通念に照らして判断すべきとしているため、**エ**には、「7－社会通念」が入ります。

関連過去問

18-7、20-41、21-5、28-6、R3-5